

## ○大東四條畷消防組合公式SNS運用基準

令和5年4月18日

### 1 趣旨

この基準は、ソーシャルメディアによる情報発信を行うにあたり、民間企業が提供するSNSを利用し大東四條畷消防組合（以下「組合」という。）が開設するSNS（以下「公式SNS」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

### 2 ソーシャルメディアの定義

インスタグラム、ツイッター、フェイスブック、LINEなどインターネットを利用して、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

### 3 運用の目的

組合ホームページに加えて公式SNSを情報提供媒体と位置づけ、市民をはじめ多くの方に組合の活動や取組み等の情報を発進することで、防火・防災の啓発促進や行動変容のきっかけとしていただくことを目的とする。

### 4 運営主体等

- (1) 公式SNSの運営主体は組合とし、公式SNS名は大東四條畷消防本部とする。
- (2) 公式SNSの適切かつ円滑な運用を図るため、組合に運用管理者及び運用責任者並びに運用担当者を置く。
  - ア 公式SNSのアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること
  - イ 公式SNSに情報発信する端末に関すること
  - ウ その他、公式SNSの管理に関すること
- (3) 運用管理者は、消防本部総務課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。
  - ア 公式SNSのアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること
  - イ 公式SNSに情報発信する端末に関すること
  - ウ その他、公式SNSの管理に関すること
- (4) 運用責任者は、消防長が指名する職員をもって充て、次に掲げる業務を行う。
  - ア 公式SNSの構成及び調整に関すること
  - イ 公式SNSの情報発信に関すること
  - ウ 運用担当者の教育指導に関すること
  - エ その他、公式SNSの運用に関すること
- (5) 運用担当者は、運用責任者が指名する職員をもって充て、次に掲げる業務を行う。
  - ア 公式SNSの掲載記事に関すること
  - イ 公式SNSの投稿及び編集に関すること
  - ウ その他、運用責任者が指示する事項に関すること

## 5 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式SNS名及びアカウントを組合のホームページ上に明示する。

## 6 情報発信内容

公式SNSを活用して発信する情報は、次の項目のいずれかによるものとする。

- (1) 組合ホームページ、構成市ホームページ及び広報誌等で情報提供を行ったもの
- (2) イベント、行事等の告知
- (3) 緊急、災害情報
- (4) 組織に関する話題
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運用責任者が必要と認める情報

## 7 運用方法

- (1) 公式SNSへの掲載記事の投稿および編集は、運用責任者において行う。ただし運用責任者の指導のもと、運用担当者に掲載記事の投稿及び編集を行わせることができる。
- (2) 情報の発信時間は、開庁日の午前9時00分から午後5時30分までとする。ただし、休日に開催されるイベント、各種行事等の現況・結果などについて情報発信する場合、ソーシャルメディアの特性や情報発信の即時性を考慮し、あらかじめ運用責任者が必要と認めた事項につき、担当課長の判断により直接情報を発信できるものとする。
- (3) 情報発信には指定された端末を使用しなければならない。ただし、運用管理者が特に認めた場合はこの限りではない。
- (4) 利用者は公式SNSに投稿されたお知らせを閲覧するほか、「コメント」「いいね!」「リツイート」など自由に利用することができる。ただし、「第8条 禁止事項」に該当する場合はこの限りでない。
- (5) コメント欄へ投稿された意見等には、原則として返信しないこととし、個別には対応しない。
- (6) 禁止事項に掲げるコメントが投稿されたときは、これを削除できるものとする。

## 8 禁止事項

下記の事項に該当する投稿を禁じる。該当する場合予告なく削除することがある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、組合が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

## 9 著作権

同ページの情報（テキストや画像等）に関する知的財産権は組合又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合、及び公式SNS上での「シェア」機能等の使用による転載などを除き、無断で複製・転載することはできない。

## 10 ホームページとのリンク

公式SNSに記載するリンクのリンク先は、原則として組合のホームページのみとする。ただし、構成市をはじめ公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に運用責任者が必要と認めるものは、この限りでない。

## 11 運用の停止又は終了

- (1) 組合は、運営が困難になった場合には、その理由をホームページに明記し、公式SNSの運用を停止することができる。
- (2) 組合は、前項の規定によりソーシャルメディア等の停止又は終了をした場合は、その旨を市ホームページで周知するものとする。

## 12 免責事項

- (1) 組合は、本ページに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。
- (2) 組合は、利用者が本ページの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

- (3) 組合は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (4) 前2号に掲げるものの他、組合は本ページに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 組合は、予告なく本ページの運用方針の変更や運用方法の見直し又は運用を中止する場合があるものとする。

### 1.3 その他

この基準のほか、公式SNSの運用に関し、必要な事項は運用管理者が別に定める。

### 1.4 適用

この運用基準は、令和5年4月18日から適用する。